



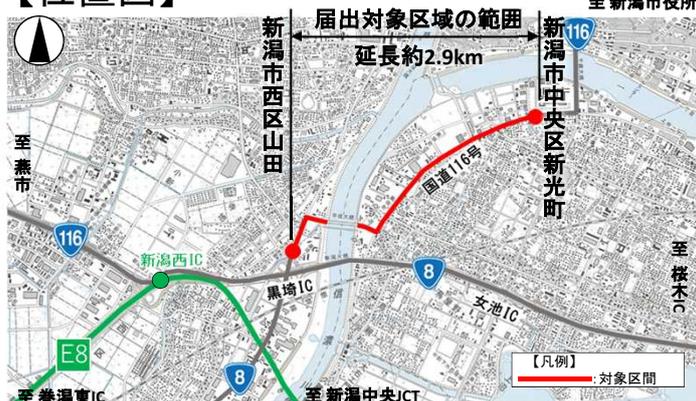
災害時の道路閉塞を防止するため、 新潟県内で初めて届出対象区域を指定しました

災害時に電柱等が倒壊することによる道路閉塞を防止するため、緊急輸送道路をはじめとする道路区域内では、電線類の地中化などに取り組む一方、道路区域外の沿道民地に設置される電柱に対しても、令和3年より道路管理者が届出対象区域（道路法第44条の2）を指定できることとしています。

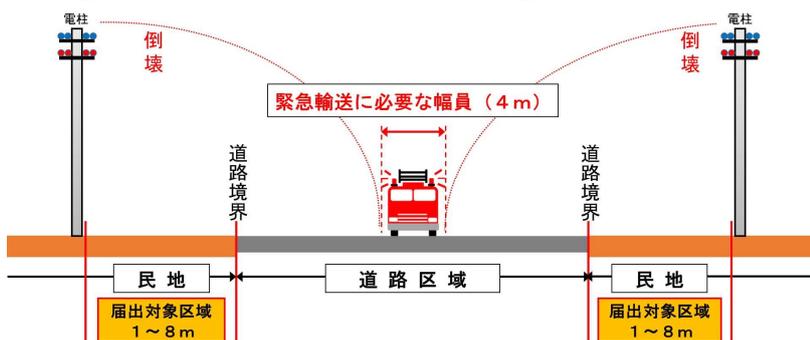
この度、緊急輸送道路である国道116号のうち、新潟市西区山田から同市中央区^{やまだ}新光町^{しんこうちょう}までの区間延長約2.9kmを、届出対象区域に指定しました。本指定により、国道沿線に新たに電柱を設置する場合、設置者は道路管理者に対して「届出」を行い、道路管理者は道路閉塞のおそれがある場合には必要に応じて設置場所の変更等の「勧告」を行います。

- 対象区間：国道116号 新潟市西区山田～同市中央区新光町
- 対象範囲：延長約2.9km(位置図参照)
道路境界から1～8m幅(届出対象区域(イメージ)参照)
- 指定日：令和5年3月31日(金)

【位置図】



【届出対象区域(イメージ)】



※関係図面は下記場所にて確認することができます。

場所：北陸地方整備局道路部路政課（新潟市中央区美咲町1-1-1）
及び同局新潟国道事務所管理第一課（新潟市中央区南笹口2-1-65）
期間：令和5年3月31日(金)～令和5年4月14日(金)まで(土日、祝日を除く)

お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所

管理第二課長 水口 直人（みずぐち なおと）

新潟市中央区南笹口2-1-65
電話 025-244-2159(代表)

<https://www.hrr.mlit.go.jp/niikoku/>
FAX 025-246-7744

